

2020年11月27日

第4クォーターにおける理学部・理学研究科の活動指針

1. 授業は対面方式での実施を許可したもの以外は遠隔方式で行う。
2. 学部学生については、対面授業への出席およびアクセスポイント利用、必要不可欠な実験、実習、4年次生の卒業研究目的以外の入構を禁止する。各専攻のアクセスポイントには利用簿を備え、学生に日時、氏名等を記録させるものとする。
3. 大学院学生については、実験、研究等を目的とする入構のみ許可する。
4. 前2項の学生の入構は、遠隔方式の併用も工夫して回数、時間ともに必要最小限にとどめること。学生のみならず教職員も含めて3密を避けるよう配慮するとともに、マスクの着用や手洗い等の励行により感染のリスクを最大限低減させること。入構前にあらかじめ自宅などで検温することを徹底し、発熱など体調不良の学生は入構させないこと。入構者に発症者が生ずることを想定し、その場合でも学内に濃厚接触者が発生しないような対策を講じること。
5. 学部学生の近郊での野外調査等に関しては、大学への入構が制限されている状況をふまえ、卒業研究などのため必要不可欠なものに限り認める。
6. 大学院生の出張に関しては、必要不可欠なものに限り、十分な危険防止策を講じた上で認める。
7. 学生の対面授業出席以外の入構や出張に関しては専攻長名で申請書を提出すること。
8. 外部の教員、大学院学生、学部学生の入構に関しては、内部の者に対する指針を準用する。学生の入構に当たっては本研究科の専攻長名で申請書を提出すること。
9. 感染者となった場合、あるいは濃厚接触者となったことが判明した場合は、速やかに、学生にあっては教務学生係に、職員にあっては総務係に報告し指示に従うこと。
10. この指針は状況の変化に伴い見直す。